
緑の環境をつくり育てる条例第9条の 緑化協議の手引

令和8年3月
横浜市 みどり環境局公園緑地管理課

目次

1. はじめに.....	1
2. 協議対象.....	1
3. 他の緑化制度との関係性.....	2
(1) 建築敷地に緑化地域が含まれる場合.....	2
(2) 建築敷地に地区計画緑化区域が含まれる場合.....	2
(3) 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第17条第1項が適用される場合.....	2
(4) 横浜市風致地区条例第2条第1項が適用される場合.....	2
4. 緑化協議の手続きの流れ.....	3
5. 緑化協議の申出について.....	4
5-1. 提出資料（正副各1部（セルフチェックシートは正1部のみ））.....	4
5-2. 各種様式.....	4
6. 緑化率及び緑化面積の算出方法.....	5
6-1. 緑化率.....	5
(1) 緑化率の算出.....	5
(2) 基準緑化率.....	5
(3) 基準緑化率が異なる区分の建築物を含む複合建築物.....	6
(4) 基準緑化率が異なる用途地域にわたる敷地の場合.....	6
(5) 仮想敷地を設定する場合.....	7
(6) 緑化率の適用除外.....	7
6-2. 緑化面積の算出対象.....	8
① 壁面緑化.....	8
② 樹冠.....	11
③ みなし樹冠.....	12
④ 樹木植栽地.....	13
⑤ 芝等.....	15
⑥ 花壇等.....	16
⑦ 水流等.....	16
⑧ 園路等.....	17
6-3. 緑化施設の算出に当たっての共通注意事項.....	18
6-4. 緑化施設の整備方法.....	23
7. 緑化完了届について.....	24
7-1. 提出資料（正副各1部）.....	24
7-2. 各種様式.....	24
7-3. 緑化完了届出書の確認方法について.....	25

(1) 建築敷地面積が 2,000 m ² 以上の場合.....	25
(2) 建築敷地面積が 2,000 m ² 未満の場合.....	25
8. 緑化協議の取り下げ・取りやめについて	26
8-1. 提出資料（正副各1部）	26
8-2. 各種様式	26
9. 申請資料作成時の注意事項・記載例	27
9-1. 緑化協議申出書	27
9-2. 委任状.....	28
9-3. 配置図.....	29
9-4. 緑化施設求積図	30
9-5. 面積算出表.....	31
9-6. 構造詳細図、立面図、断面図	32
9-7. 緑化完了届出書	33
9-8. 緑化施設の撮影位置図及び写真.....	34
10. FAQ（よくある質問）	38
Q 500m ² 未満の建築物の場合、緑化協議は不要ですか？.....	38
Q 500m ² 以上の土地を複数の建築敷地に分割し、複数の戸建住宅の建築を計画して います。建築敷地がいずれも500m ² 未満となる場合、緑化協議は不要でしょうか？	38
Q 協議が終了しないと建築確認の確認済証が下りないのでしょうか？.....	38
Q 基準緑化率が異なる用途地域にわたる敷地での建築や基準緑化率が異なる区分の建 築物を含む複合建築物の場合、基準緑化率をどのように考えればよいでしょうか？.39	39
Q 接道緑化は何%整備すればよいですか？	39
Q 屋上緑化や壁面緑化について、「緑化施設全体の〇%まで」などの上限の定めはありま すか？.....	39
Q 芝生のみでの計画でもよいのでしょうか？	39
Q 増築を計画していますが、既存の建物もあるため緑化率の基準を満たすことが難しい です。軽減措置はありますか？.....	39
Q 緑化協議成立後に緑地の計画が変更となりました。何か手続きが必要ですか？	39
Q 緑化協議成立後に工事が中止となりました。何か手続きが必要ですか？	40
Q 協議が終了した建築物について、完了届の提出前までに建築主の名義が変更となりま した。完了届の提出時にはどの名義で提出すればよいのでしょうか？	40
11. 関係規定集.....	41
11-1. 緑の環境をつくり育てる条例（抜粋）	41
11-2. 緑の環境をつくり育てる条例施行規則	43
11-3. 緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準	48

改定履歴

改定日	改定内容の概要
令和4年9月	<ul style="list-style-type: none"> • 公共建築物の解釈を追記
令和6年4月	<ul style="list-style-type: none"> • 次の資料を統合し、新規作成 <ol style="list-style-type: none"> ① 「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議申出書、取下届出書の作成の手引書（令和4年9月版） ② 「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議、緑化完了届出書の作成の手引書（令和2年1月29日改訂） • 緑化地域の商業系用途地域への拡大に伴う変更事項の反映 • 緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の改正に伴う変更事項（緑化協議取下届、緑化協議取止届の取扱いなど）の反映
令和6年5月	<ul style="list-style-type: none"> • 緑化地域の商業系用途地域への拡大に係る告示（令和6年5月24日）の内容の反映
令和6年10月	<ul style="list-style-type: none"> • 「9-3. 配置図」の図に樹木植栽地の凡例表を追加。
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> • 緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の改正に伴う条ずれの反映
令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> • 緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準の改正（令和8年3月）内容の反映

1. はじめに

- 横浜市では、昭和 48 年に「緑の環境をつくり育てる条例（以下、緑条例という。）」を制定し、市内の緑地の保存と緑化の推進に努めています。
- 緑条例第9条の規定に基づき、敷地面積が 500 m²以上^注の建築物を新築・増築しようとする場合には、建築確認申請前に緑化協議が必要です。
(注：金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一、二丁目・福浦一、二、三丁目）での建築については、敷地面積の規模に関わらず協議対象)

2. 協議対象

敷地面積 500m² 以上^注の建築物の新築・増築が対象です。

(注：金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一、二丁目・福浦一、二、三丁目）での建築については、敷地面積の規模に関わらず協議対象)

用語の定義

- 「建築物」とは、「建築基準法」第2条第1項に規定する建築物をいいます。なお、「建築基準法」第85条第1項及び第2項に規定する建築物並びに同条第6項及び第7項の許可を受けた建築物は対象外です。
- 「敷地面積」とは、「建築基準法」第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請及び同法第18条第2項の規定による計画通知における建築物の敷地の面積のことです。
- 「新築」とは、建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいいます。
- 「増築」とは、一の敷地内にある既存の建築物の延べ床面積を増加させること（床面積を追加すること）をいいます。改築や模様替、修繕の場合は対象となりません。

注 意 点

- 建築物の増築のうち、以下の建築物種別に応じた基準日時点の床面積の 1.2 倍を超えない範囲での増築は協議の対象外です。

建築物種別	基準日
① 敷地に都市緑地法 34 条の緑化地域（以下、緑化地域という。）を含む建築物	緑化地域に関する都市計画が定められた日
② 「敷地に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第 12 に掲げる区域（以下、地区計画緑化区域という。）を含む建築物	同条例において、当該区域に係る緑化率の最低限度が定められた日
③ ①、②以外の建築物	平成 16 年9月1日

3. 他の緑化制度との関係性

(1) 建築敷地に緑化地域が含まれる場合

- 横浜市では住居系用途地域及び商業系用途地域（臨港地区を除く）を緑化地域として指定しています。
- 緑化地域内の建築物について緑条例に基づく緑化協議をしようとする場合、緑化協議の基準を満たした上で緑化地域の緑化率適合証の交付の申請をすることで、緑化協議の申出に代えることができます。

参考リンク：緑化地域制度 ダウンロードコーナー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokuka/download.html>



(2) 建築敷地に地区計画緑化区域が含まれる場合

- 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第 12 に掲げる区域（地区計画緑化区域）内の建築物について緑条例に基づく緑化協議をしようとする場合、緑化協議の基準を満たした上で地区計画緑化区域の緑化率適合証の交付の申請をすることで、緑化協議の申出に代えることができます。

参考リンク：地区計画条例による建築物の緑化について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/tikuryokka/tikuryokka.html>



(3) 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 17 条第 1 項が適用される場合

- 建築物の建築又はその用に供する目的で行う開発行為について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 17 条第 1 項が適用される場合、緑化協議の対象ではありません（建築敷地の全てが都市緑地法第 34 条第 1 項の緑化地域又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第 12 に掲げる区域に含まれている場合は緑化協議の対象となります）。

参考リンク：開発事業等の調整等に関する条例

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/>



(4) 横浜市風致地区条例第 2 条第 1 項が適用される場合

- 建築物の建築の用に供する目的で行う宅地の造成に係る敷地の全てについて、横浜市風致地区条例第 2 条第 1 項が適用される場合、緑化協議の対象ではありません。

参考リンク：横浜市風致地区制度の概要

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/huuti/huuti.html>



4. 緑化協議の手続きの流れ

- 建築確認申請前に緑化協議申出書（以下、「申出書」という。）を、緑化施設の工事完了後に緑化完了届出書（以下、「届出書」という。）をそれぞれ提出してください。
- 申出書、届出書に補正等（修正や差替え）がない場合は、おおよそ2週間の審査期間を経て緑化協議結果通知書の交付又は副本を返却します。
- 審査期間には補正等に要する期間は含まれません。敷地の大きさや緑地の形態により、通常より長い審査期間を要する場合もあるため、余裕をもってご提出頂くようお願いします。

提出窓口・問い合わせ先

場所：市庁舎 27F 北側窓口 みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当

受付日時：平日 9:00～12:00（午後には受付希望の方は事前にご相談ください。）

注：臨港地区(工業港区以外)、埋立工事施行中区域、港湾関連用地の緑化協議は、港湾局が窓口です。電話でお問合せください。

- 臨港地区内の新港地区：賑わい振興課（電話：045-671-7188）
- 臨港地区内の工業港区、新港地区以外：港湾管財課（電話：045-671-7080）

- 協議後に計画が変更となる場合には変更後の計画に基づき、改めて緑化協議変更申出書を提出してください。

提出時期	申請者 (建築物を新築又は増築する者)	市長 (横浜市みどり環境局)
建築確認 申請前	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化協議申出書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f4cccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化協議結果通知書</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;">書類審査</div> <p>おおよそ2週間</p>
(計画に変更が生じる場合)	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化協議変更申出書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f4cccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化協議結果通知書</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;">書類審査</div>
緑化工事 完了後	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">緑化完了届出書</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f4cccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">確認済みの副本</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;">完了検査</div> <p>敷地$\geq 2,000\text{m}^2$→現場検査 敷地$< 2,000\text{m}^2$→書類検査</p>

5. 緑化協議の申出について

5-1. 提出資料（正副各1部（セルフチェックシートは正1部のみ））

各図書の作成時の**注意事項・記載例を p.27～38 に掲載している**ので必ずご確認ください。

図書の種類	図書の概要	備考
緑化協議（変更）申出書	・規定の様式に申出者の氏名・住所、建築物の名称・地番等を記載したもの。	必須
委任状	・委任者及び受任者の住所・氏名、委任した日、委任事項、建築物の地名地番が記載されているもの。 ・受託者が他の設計事務所等に再委任する場合は、再委任の委任状も必要です。	手続を委任する場合のみ提出
付近見取図	・建築物の地名地番、方位、道路及び目標となる地物が記載されているもの。	必須
敷地求積図	・敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法、算式及び縮尺が記載されているもの。	必須
配置図	・縮尺、方位、敷地の境界線、地盤高、敷地内における工作物（建築物を含む）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積が記載されているもの。	必須
緑化施設求積図	・緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法、算式及び縮尺が記載されているもの。	必須
面積算出表（緑化協議用）	・緑化協議の緑化面積、緑化率等の計算を支援するための Excel ベースの計算表。	必須
構造詳細図、立面図、断面図	・緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法が記載されているもの。 （壁面緑化、屋上緑化、法面に緑化施設を整備する場合など、構造の確認が必要な場合のみ提出）	必要な場合のみ提出
緑化施設の写真及び撮影位置図	・既存の緑化施設の写真とその撮影位置が記載されているもの。	既存の緑化施設を算出対象とする場合のみ提出
事前セルフチェックシート	・資料作成に当たって注意が必要な項目を設計者で事前に確認頂くためのチェックリスト。	必須

5-2. 各種様式

- ・緑化協議（変更）申出書、委任状、面積算出表、事前セルフチェックシートについては、横浜市の Web ページからダウンロードできます。
- ・次の URL 又は QR コードよりアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koengesui/kyogi/ryokukakyoug.html>



6. 緑化率及び緑化面積の算出方法

6-1. 緑化率

(1) 緑化率の算出

- 緑化率は以下の式により算出します。
- 緑化率 \geq 基準緑化率となるようにご計画ください。

$$\left(\text{緑化率 (\%)} = \text{緑化面積 (m}^2\text{)} \div \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times 100 \right)$$

(2) 基準緑化率

- 次の表により市内全域（金沢地先埋立地再開発用地を除く）を対象に基準緑化率を定めています。

敷地面積 用途地域 建物の区分	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上	
	住居系	商業系・ 左記以外	商業系	住居系・ 左記以外
工場等	10%	5%	10%	15%
工場等を除く建築物	10%	5%	5%	10%
公共建築物	15%	10%	10%	20%

用語の定義

- 「工場等」とは、製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫業を営む倉庫、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいいます。
- 「公共建築物」とは、市が設置及び管理する建築物をいいます。
- 「用途地域 住居系」とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいいます。
- 「用途地域 商業系」とは、近隣商業地域、商業地域をいいます。

- 金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一、二丁目・福浦一、二、三丁目）については、次の表により基準緑化率を定めています。

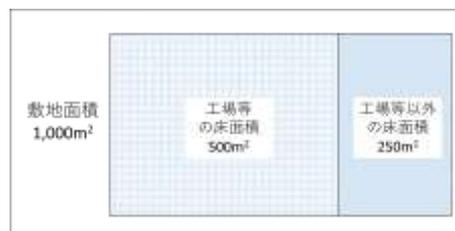
敷地面積	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上
すべての建物業	10%	13%

(3) 基準緑化率が異なる区分の建築物を含む複合建築物

異なる基準緑化率の建築物をひとつとする建築物については、各々の床面積の割合で基準緑化率を按分した値を基準緑化率とします（小数第3位は切り上げ）。

計算例

- 敷地面積 1,000 m²
- 工業系の用途地域
- 延べ床面積 750 m²
(内訳：工場等 500 m²、工場等以外 250 m²)



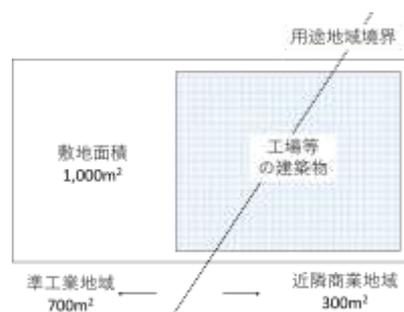
$$\begin{aligned}
 \text{基準緑化率} &= (\text{工場等の基準緑化率} \times \text{工場等の床面積の割合}) \\
 &\quad + (\text{工場等以外の基準緑化率} \times \text{工場等以外の床面積の割合}) \\
 &= (15\% \times 500 \text{ m}^2 / 750 \text{ m}^2) + (10\% \times 250 \text{ m}^2 / 750 \text{ m}^2) \\
 &= 13.333\cdots\% \\
 &\doteq \mathbf{13.34\%} \text{ (小数第3位切り上げ)}
 \end{aligned}$$

(4) 基準緑化率が異なる用途地域にわたる敷地の場合

基準緑化率の異なる用途地域にわたる敷地で建築される建築物については、敷地面積に占める用途地域の割合で基準緑化率を按分した値を基準緑化率とします（小数第3位は切り上げ）。

計算例

- 敷地面積 1,000 m²
- 敷地のうち工業系の用途地域の面積 700 m²
- 敷地のうち商業系の用途地域の面積 300 m²



$$\begin{aligned}
 \text{基準緑化率} &= (\text{工業系用途地域の基準緑化率} \times \text{敷地のうち工業系用途地域の割合}) \\
 &\quad + (\text{商業系用途地域の基準緑化率} \times \text{敷地のうち商業系用途地域の割合}) \\
 &= (15\% \times 700 \text{ m}^2 / 1,000 \text{ m}^2) + (10\% \times 300 \text{ m}^2 / 1,000 \text{ m}^2) \\
 &= \mathbf{13.50\%} \text{ (小数第3位切り上げ)}
 \end{aligned}$$

(5) 仮想敷地を設定する場合

平成 16 年 9 月 1 日以前に存する建築物で、「(2) 基準緑化率」を満たしていない建築物を増築する場合に限り、当該増築部分の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができます。(以下、「仮想敷地」という。)

なお、2以上の建築物が同一敷地内にあり、かつ各々の建築物の敷地が同一である場合で、一部の建築物を新築する場合も同様です。

<p>計算例</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 1,000 m² 既存建築物の建築面積 430 m² 増築部分の建築面積 70 m² 法定建ぺい率：50% 	
<p>仮想敷地 = 増築部分の建築面積 ÷ 法定建ぺい率 = 70 m² ÷ 50% = 140 m²</p>	

例えば、全体の敷地で基準緑化率を満たさない場合でも、既存の緑地とは別に仮想敷地 (m²) × 基準緑化率 (%) (小数第3位切り上げ) 分の緑地を新設することで協議成立とすることができます。

(6) 緑化率の適用除外

次の①～⑥に該当する建築物については、「(2) 基準緑化率」によらず、可能な範囲で積極的に緑化を行ってください。

- ① 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく火薬庫及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に定める危険物の貯蔵・処理施設であるもの
- ② 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条に定める鉄道施設であるもの
- ③ 道路事業により整備されるもの又は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく道路内に占用するもの
- ④ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく都市公園内に建築されるもの
- ⑤ コンテナターミナル内に建築されるもの
- ⑥ ①～⑤までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化が著しく困難であると市長が認めたもの

6-2. 緑化面積の算出対象

次の①～⑧の区分に応じ、それぞれ定められた方法で算出した面積の合計を緑化施設の面積とします。

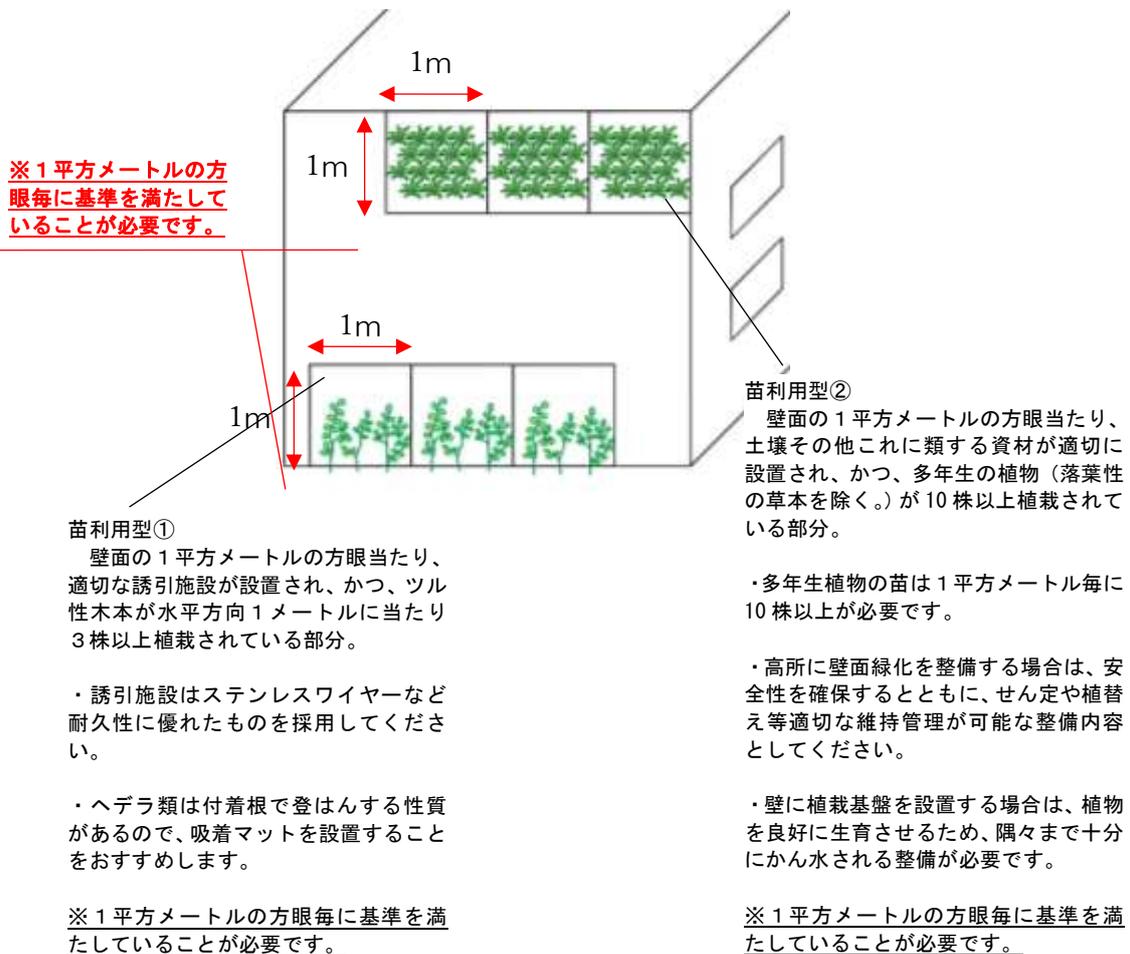
① 壁面緑化

建築物の外壁と一体的に整備された緑化施設は壁面緑化として算出できます。誘引施設等は外壁と緊結していることが目視で容易に確認できるように計画してください。独立して設置されたフェンスなどを緑化しても壁面緑化として算出できません。

壁面緑化は次の3つの方法（ア、イ、ウ）から算出することができます。

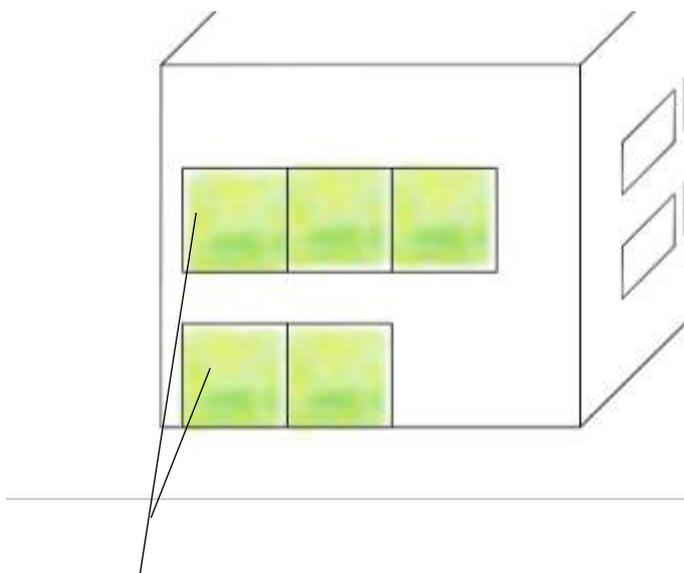
ア 苗利用型

- 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートル当たり3株以上植栽されている部分の面積が算出できます。
- 壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積が算出できます。



イ 植栽基盤型

- 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積が算出できます。
- 土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものとしてください。



植栽基盤型

芝張りのように低く面的に緑化された施設が、壁面に沿って立ち上がったイメージです。

- 根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保された植栽基盤の面的な整備が必要です。
- 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。
- 植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備が必要です。

ウ 自力による被覆型

- 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積が算出できます。
- 既存のツル植物が壁面に強固に吸着している場合等が算出に向きます。誘引施設を用いて整備する場合は「ア苗利用型」による算出としてください。



自力による被覆型

ナツツタやオオイタビ等の植物が強固に壁面に吸着して覆っているイメージです。

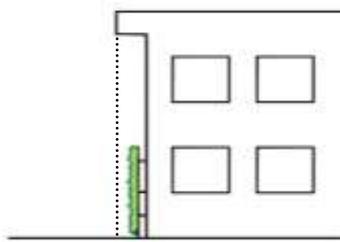
- 強風等によって剥離する恐れがない場合に算出できます。
- 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。

<整備方法の注意点>

- 緑化資材には、登はんマットや金網、ワイヤーなど緑化資材には、植物の性質を考慮して適切な補助資材を設置し壁面に誘引してください。
- 植物により生育に適する温度環境、水分環境、日照環境等は異なるので注意が必要です。
- 植物により登はんや下垂する性質が異なるので注意が必要です。
- 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。
- 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。
- 人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。

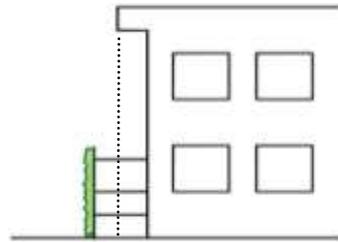
<壁面緑化の算出上の注意点>

- 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物（庇や樋、換気ダクト等）の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできません。
- 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできません。壁面の同じ個所を算出することができるのは1回だけです。
- 複数の壁面緑化について、水平投影が重なっていても算出することができます。



算出できません

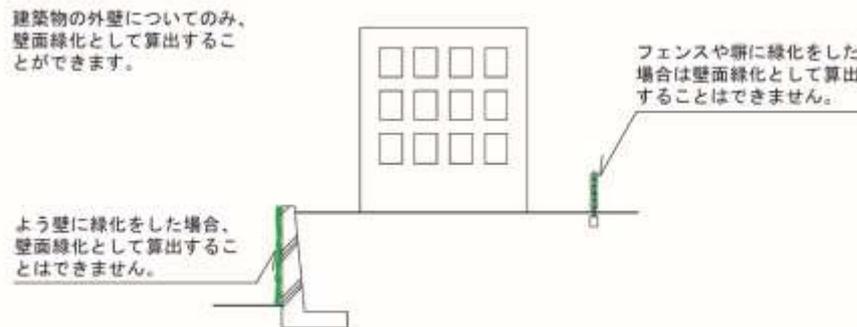
壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっている場合は算出できません。



算出できます

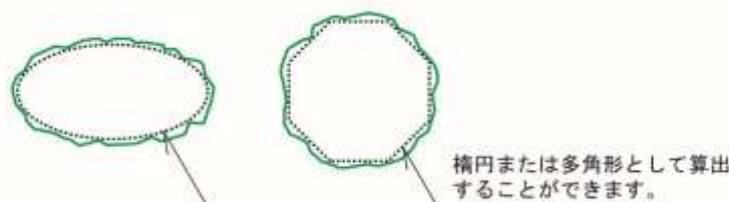
壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっていなければ算出できます。

- フェンスや塀、よう壁等の構造物に整備された緑化施設は壁面緑化として算出することはできません。



② 樹冠

敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積を算出できます。



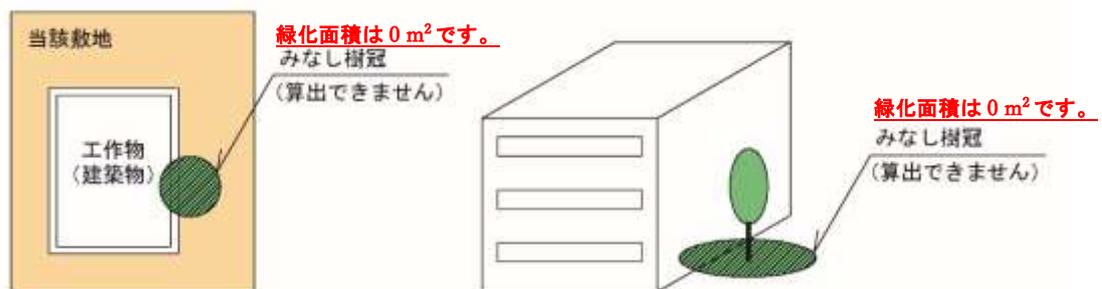
③ みなし樹冠

樹木ごとの樹冠の水平投影面について、当該樹木の幹の中心をその中心とする円形の樹冠をもつものとみなして算出した円（みなし樹冠）の水平投影面積を緑化面積として算出することができます。なお、みなし樹冠の半径は次の表の通りです。

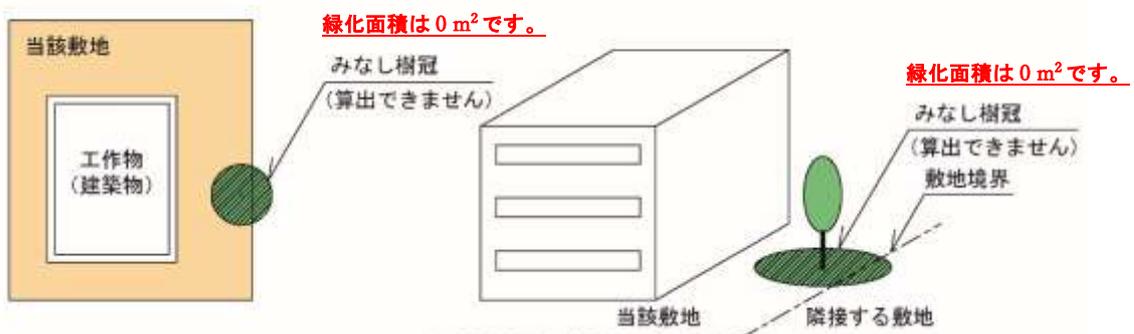
樹高 (T)	みなし半径
$1\text{m} \leq T < 2.5\text{m}$	1.1m
$2.5\text{m} \leq T < 4\text{m}$	1.6m
$4\text{m} \leq T$	2.1m

<みなし樹冠の算出上の注意点>

- みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできません。



- 当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することができません。



- 樹高 1m未滿の樹木、タケ類は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。

④ 樹木植栽地

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）と樹高に応じた樹木の本数（ T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 ）が次に掲げる式を満たしている場合に、当該部分の水平投影面積（A）を緑化施設の面積として算出することができます。

【植栽密度の計算式】

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A 樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積

T_1 高さ 4m以上の樹木の本数

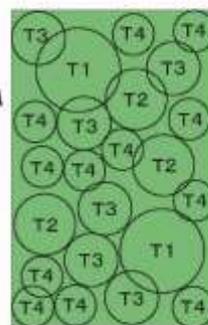
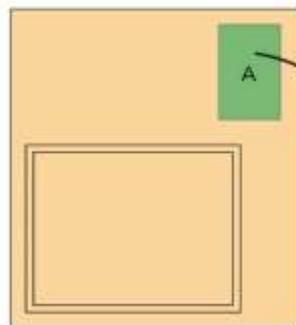
T_2 高さ 2.5m以上 4m未満の樹木の本数

T_3 高さ 1m以上 2.5m未満の樹木の本数

T_4 高さ 0.4m以上 1m未満の樹木の本数

●計算例

100.00㎡



樹木植栽地の面積

T_1 2本
 T_2 3本
 T_3 6本
 T_4 12本

$$A \leq 18 \times 2 \text{ 本} + 10 \times 3 \text{ 本} + 4 \times 6 \text{ 本} + 12 \text{ 本} = \underline{102}$$

樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）が 100㎡の場合、上記の式を満たす（ $100 \leq 102$ ）ので、Aを緑化施設として算出することができます。上記の式を満たさない場合は、樹木密度が不足しているので、樹木本数を増やしてください。

<樹木植栽地の算出上の注意点>

- 樹木が当該緑地部分の形状その他の条件に応じ、バランス良く適切な配置で植えられていなくては算出できません。
- 株立の樹木の本数は株ごとの本数とします。
- タケ類及び樹高 0.4m未満の樹木の本数を含めることはできません。
- 樹木植栽地の最低幅は 0.3m です。

＜参考：樹木として算出できる緑化施設の区分＞

緑化施設の種別	樹高0.4m未満の樹木	樹高0.4m以上1.0m未満の樹木	樹高1.0m以上の樹木	タケ類	ササ類 (低いタケ類)
樹冠	△	△	○	○	△
みなし樹冠	×	×	○	×	×
樹木植栽地	×	○	○	×	×
芝等	○	△	×	△	○
花壇等	△	×	×	△	△

※表中の○は算出できることを、△は推奨しないことを、×は算出できないことを示します。

※樹高が0.4m未満のハイビクシンなどの地面を低く面的に覆う樹木やオカメザサのような低く面的に覆うタケ類は「芝等の面積」に算出できます。

⑤ 芝等

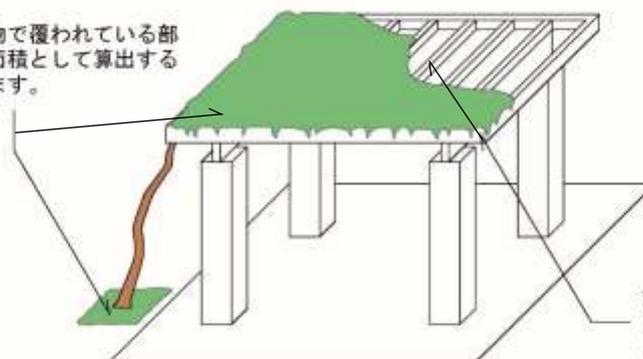
敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうちコウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、フィリフェラオーレア等の樹木その他の地面を低く面的に覆う多年生の植物により覆われている部分を算出できます。

＜芝等の算出上の注意点＞

- 苗を植栽する場合は、1㎡当たりの株数（ポット数）（例：タマリユウ 44 株/㎡）を配置図に記載する必要があります。
- マットを植栽する場合は、マット（例：タマリユウマット）と記載してください。
- 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とします。
- 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできません。
- 藤棚やパーゴラを多年生の植物が覆っている部分は、芝等の面積として算出することができます。
- 芝等の最低幅は10センチメートルです。舗装用緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅は10センチメートル以上が必要です。



多年生の植物で覆われている部分を芝等の面積として算出することができます。



芝等で覆われていない部分は芝等の面積として算出することができません。

⑥ 花壇等

しゅん工時に草花等が1㎡当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌やマルチング材など植物の生育のために必要なもので覆われている部分の面積を算出できます。

<花壇等の算出上の注意点>

- 適宜植え替えなどを行うことにより、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態である必要があります。
- タケ類、樹高0.4m未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出できます。
- 業として野菜等の収穫を目的とするものの面積を含めることはできません（家庭菜園は、算出可）。
- しゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の密度に含めることができません。1平方メートル当たり10株以上が植栽されていることが容易に確認できるように、検査時の状態に配慮して計画してください。



草花等が10株/㎡以上植栽されていること



草花等が生育するための土壌等で覆われている部分を花壇等の面積として算出できます。

⑦ 水流等

護岸（水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠など）や底面に石、土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然的空間の中にある沼や池、川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息、生育空間としての機能が期待できるものを、水流等として算出できます。

水流等を緑化面積に算入する場合は、必ず申請前に御相談ください。

<水流等の算出上の注意点>

- 水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む。）の2分の1以上が前述の壁面緑化から花壇等までに規定する緑化施設に接している必要があります。

- ・ 樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限りません。
- ・ 都市的な修景のための浅く直線的なものや水泳プールのような人工的な流れ・水面は算出できません。



水流等の面積は常時表面が水面で覆われている部分を算出します。

⑧ 園路等

樹木や植栽等と一体となった小規模な広場や園路、土留、緑化施設の維持管理を目的として設置された散水施設・排水施設等が算出できます。

園路等を緑化面積に算入する場合は、必ず申請前に御相談ください。

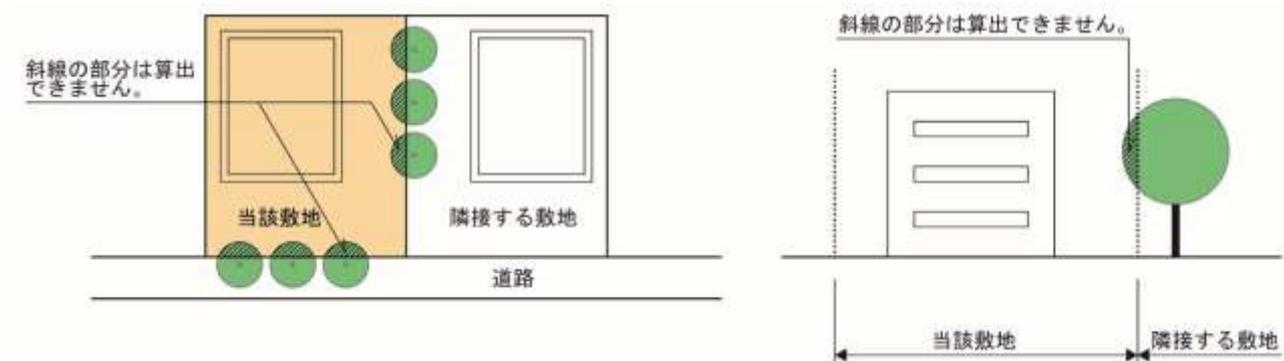
<園路等の算出上の注意点>

- ・ 水平投影面の外周の2分の1以上が前述の壁面緑化から水流等までに規定する緑化施設に接している必要があります。
- ・ 建築物の排水の為に整備された施設や建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできません。
- ・ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできません。

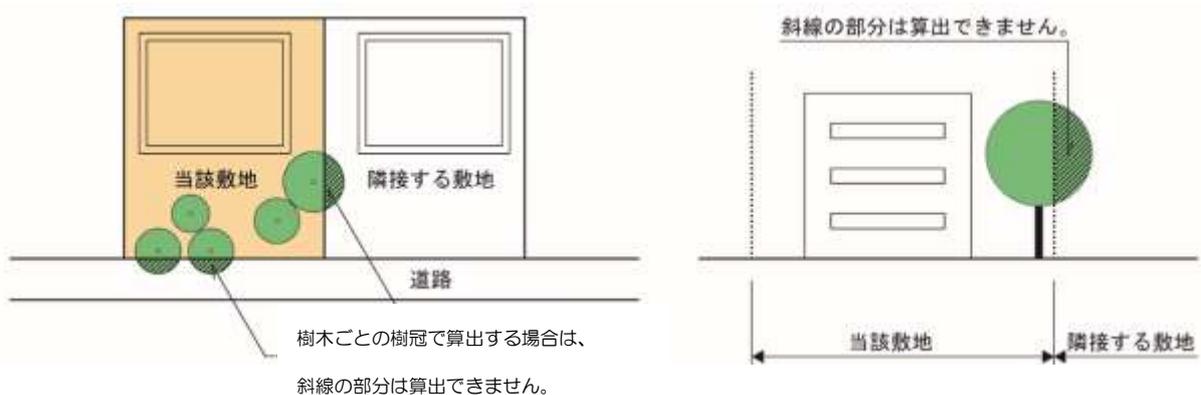


6-3. 緑化施設の算出に当たっての共通注意事項

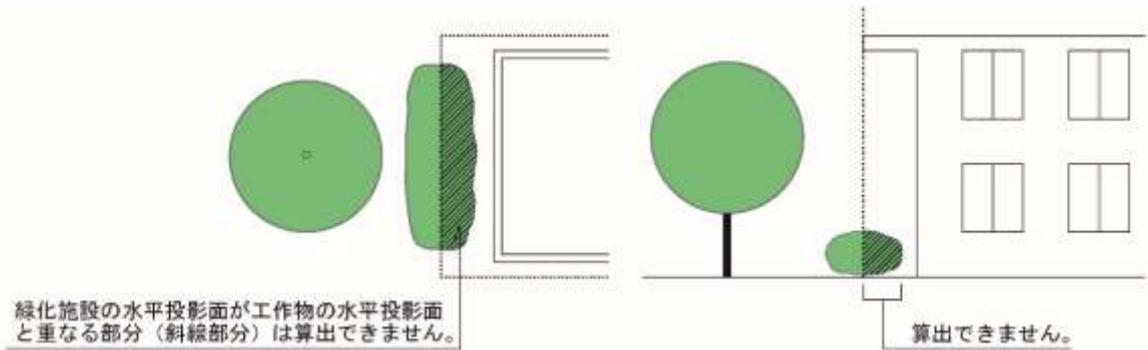
- (1) 算出の対象となる緑化施設は、当該建築物の敷地内に整備された緑化施設（既存の緑化施設も含みます。）とします。敷地外に整備された緑化施設は算出の対象とすることはできません。



- (2) 樹木ごとの樹冠で算出する場合は、当該建築物の敷地内に植栽された樹木等であっても、敷地外にある部分は緑化施設の面積に含めることができません。また、当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。（緑化面積は 0m^2 になります。）

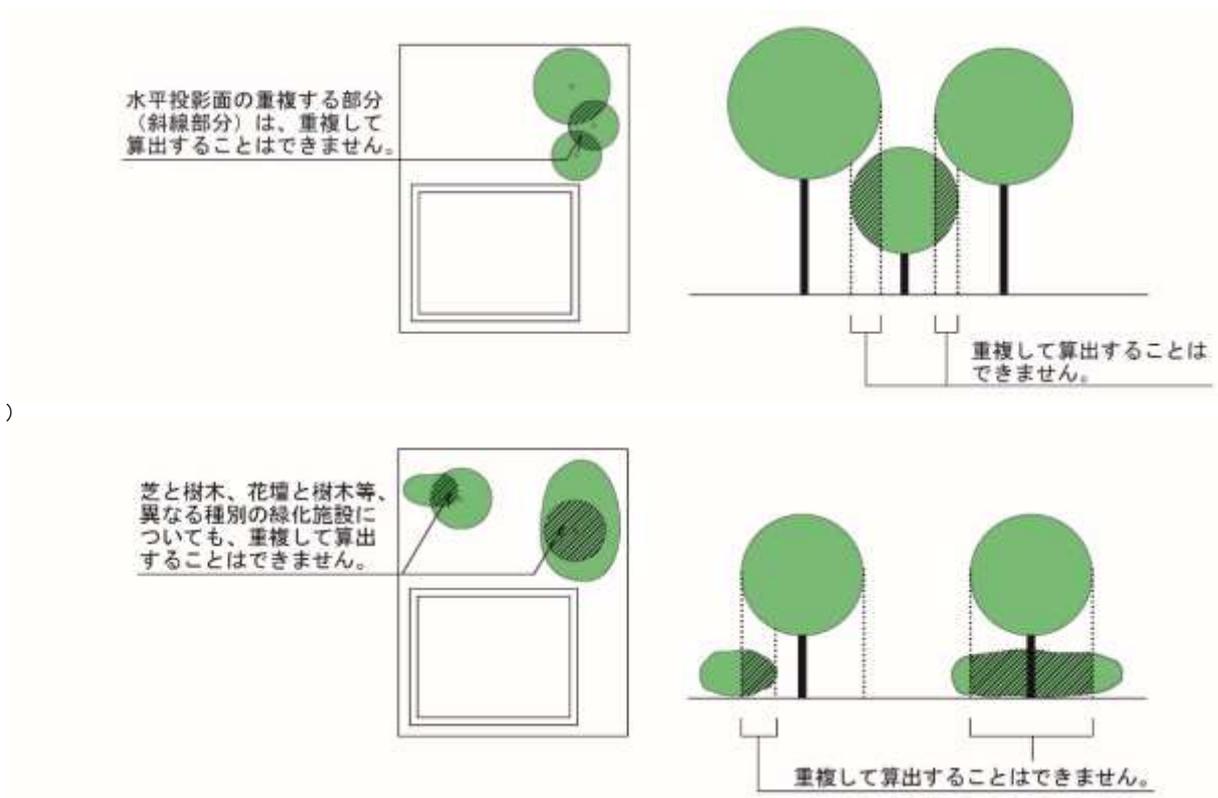


(3) 緑化施設の直上部に庇や階段等の工作物（建築物を含む）がある場合、工作物の水平投影面に重なる部分の緑化施設の水平投影面は緑化施設の水平投影面積に含めることができません。



(4) 一つの敷地内に複数の種別の緑化施設を整備することができます。また同一種別の緑化施設を複数整備することもできます。

ただし、複数の緑化施設を重複して面積を算出することはできません。



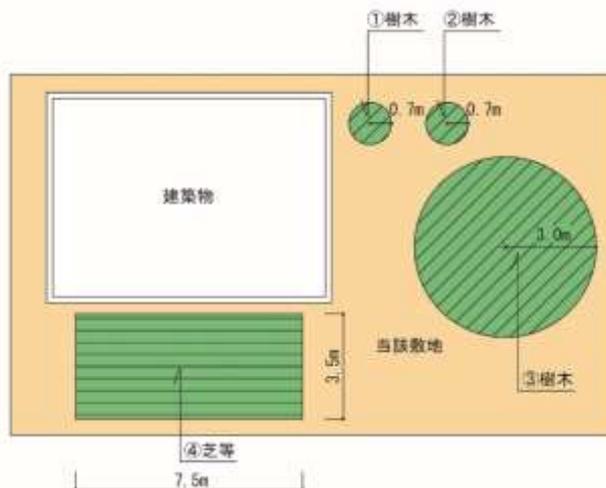
(5) 緑化施設は、選択した種別によって算出される面積が異なる場合があります。緑化施設の面積の算出基準に適合していれば、どの算出方法も選択できます。ただし、同一の緑化施設を複数回算出することはできません。

(6) 緑化施設の面積の算出においては、緑化施設ごとに小数第3位以下を切り捨てて記入してください。

小数第3位以下を切り上げることや、複数の緑化施設の面積を足してから小数第3位以下を切り捨てることはできません。

●計算例

- ・樹冠の大きさの異なる樹木と芝等を植栽する場合



①樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53m ² ※
②樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53m ² ※
③樹木	水平投影面積	$3.0\text{m} \times 3.0\text{m} \times 3.14 = 28.26\text{m}^2$	→28.26m ² ※
④芝等	水平投影面積	$7.5\text{m} \times 3.5\text{m} = 26.25\text{m}^2$	→26.25m ² ※

$$1.53\text{m}^2 + 1.53\text{m}^2 + 28.26\text{m}^2 + 26.25\text{m}^2 = 57.57\text{m}^2$$

この敷地の緑化施設の面積は、57.57m²となります。

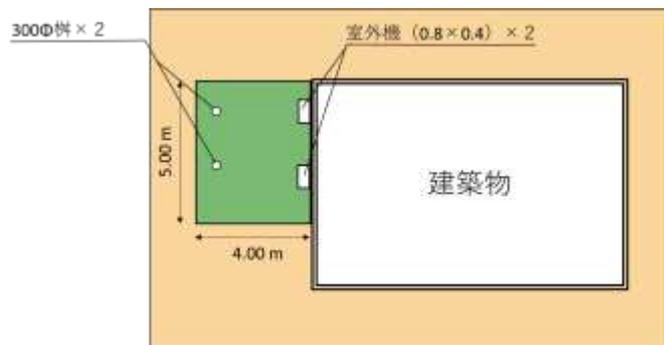
※ 緑化施設ごとに面積の小数第3位以下を切り捨ててください。

複数の緑化施設の面積を足してから小数第3位以下を切り捨てることはできません。

(7) 緑化施設内に控除物がある場合には、その面積を控除してください。

●計算例

- 緑地の面積 20 m^2
- 控除物の面積
 - 300Φ 柵 $\div 0.07065 \rightarrow 0.07 \text{ m}^2 \times 2 = 0.14 \text{ m}^2$
 - 室外機 $(0.8 \times 0.4) = 0.32 \text{ m}^2 \times 2 = 0.64 \text{ m}^2$
- 緑化施設の面積 $20 \text{ m}^2 - (0.14 \text{ m}^2 + 0.64 \text{ m}^2) = 19.22 \text{ m}^2$



(8) 緑化率は、各緑化施設の面積（小数第3位以下切り捨て）の合計の、敷地面積に対する割合で求めることとし、小数第3位以下を切り捨ててください。

●計算例

- 緑化施設の面積 57.57 m^2
 - 敷地面積 510 m^2
 - 緑化率 $57.57 / 510 \div 0.112882 \rightarrow 11.28\%$
- この建築物の緑化率は11.28%となります。

<端数処理方法のまとめ>

対象	端数処理	備考
基準緑化率 (%)	少数第3位以下切り上げ	基準緑化率の算出に当たり按分が必要な場合に要計算
緑地の面積 (㎡)	少数第3位以下切り下げ	緑地を過大評価しないよう切り下げ
控除物の面積 (㎡)	(特段の定めなし)	端数処理方法は資料内で統一
緑化率 (%)	少数第3位以下切り下げ	緑化率を過大評価しないよう切り下げ

(9) 以下の施設は、緑化施設の面積の算出対象とすることができません。

- ア 保安施設 : 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの
- イ 地すべり防止施設 : 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの
- ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの



算出できません

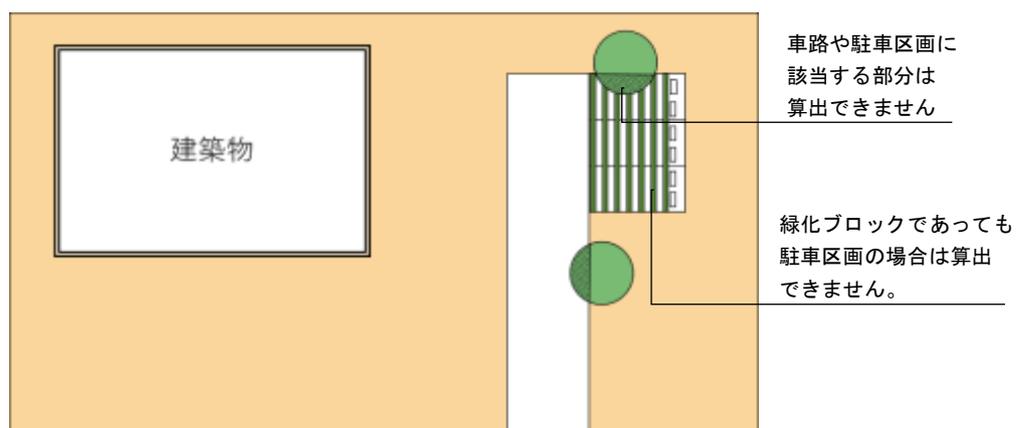
固定されていない、容易に動かせる栽培容器は緑化施設の面積に算出できません。



算出できます

アンカーボルト等により土地（人工地盤を含む）又は工作物に固定され、容易に動かせない栽培容器は、緑化施設の面積に算出できます。

エ 駐車区画及び車路に使用するもの



(10) 他の法令等により設置される緑地等を、緑化協議に関して定められた緑化施設とする場合、他の法令上支障がないか、各法令等を担当する窓口へ確認してください。

6-4. 緑化施設の整備方法

緑化施設の整備にあたっては次の整備方法を満たすよう計画してください。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体の調和がよくなるよう、緑化施設を配置してください。著しく片寄らせて樹木を植えることの無いように計画してください。
- (2) 周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。芝等のみ、低木のみとならないよう、バランスよく計画してください。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壤環境等を考慮し、周辺環境に配慮してください。枯死することが明らかであったり、将来的に撤去されたりするようなことが無いように計画してください。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討してください。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石、化粧ブロック、フェンス等の構造物を設けてください。特に店舗や集合住宅などは自転車や歩行者に踏まれたりすることが無いよう、縁石等を積極的に利用して計画してください。
- (7) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、階段又はエレベーター等により容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。墜落制止用器具帯等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (8) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下としてください。
- (9) 樹木植栽地の最低幅は0.3m以上確保し、その他の緑化施設については、0.1m以上確保してください。
- (10) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高 2.5m以上のものは 1.5m以上、樹高 2.5m未満 1 m以上のものは 1 m以上、樹高 1 m未満のものは 0.7m以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保してください。
- (11) 植栽時に樹高が 1 m以上の樹木については、適切な支柱等を設けてください。
- (12) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。

7. 緑化完了届について

7-1. 提出資料（正副各1部）

- 各図書の作成時の**注意事項・記載例については、p.27～38 をご確認ください。**
- 緑化協議の申出の際と申出者名が異なる場合は、以下の資料に加え、建築確認申請の名義変更届の写し等を添付してください

図書の種類	図書の概要	備考
緑化完了届出書	・規定の様式に申出者の氏名・住所、建築物の名称・地番等を記載したもの。	必須
委任状	・委任者及び受任者の氏名・住所、委任した日、委任事項、建築物の地名地番が記載されているもの。 ・受託者が他の設計事務所等に再委任する場合は、再委任の委任状も必要です。	手続を委任する場合のみ提出
配置図	・縮尺、方位、敷地の境界線、地盤高、敷地内における工作物（建築物を含む）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積が記載されているもの。	必須
緑化施設求積図	・緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法、算式及び縮尺が記載されているもの。	必須
面積算出表（緑化協議用）	・緑化協議の緑化面積、緑化率等の計算を支援するためのExcelベースの計算表。	必須
構造詳細図、立面図、断面図	・緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法が記載されているもの。 （壁面緑化、屋上緑化、法面に緑化施設を整備する場合など、構造の確認が必要な場合のみ提出）	壁面緑化、屋上緑化など、構造の確認が必要な場合のみ提出
緑化施設の写真及び撮影位置図	・全ての緑化施設の写真とその撮影位置が記載されているもの。 （建築敷地面積 2,000 m ² 未満の場合は、写真での検査となるため、各緑化施設の寸法、樹木本数及び樹高等が確認できる写真も必要。） ・本数が多く写真での確認が難しい場合は、出荷証明書や納品書等の写し。 ・屋上緑化、壁面緑化を整備した場合は、関連施設（出入口、手すり柵やかん水設備等）の写真。	必須

7-2. 各種様式

緑化完了届出書、委任状、面積算出表については、横浜市のWebページからダウンロードできます。

次のURL又はQRコードよりアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokukakyoug.html>



7-3. 緑化完了届出書の確認方法について

(1) 建築敷地面積が 2,000 m²以上の場合

- 現地確認を行います（原則として届出を受理した翌週の平日午後）。
- 届出の受理時に現地確認の日程調整をします
（翌週の月曜日までに現地確認の日時を電話でご連絡します。）。

(2) 建築敷地面積が 2,000 m²未満の場合

- 現地確認を行わず、写真により緑化施設の完了確認を行います。

8. 緑化協議の取り下げ・取りやめについて

8-1. 提出資料（正副各1部）

- 緑化協議申出中の申請の取り下げに際しては、緑化協議取下届出書、
- 緑化協議結果通知書交付後の建築の取止めに際しては、緑化協議取りやめ届出書の提出（正本及び副本）が必要になります。

（緑化協議の申出の際と申出者名が異なる場合は建築確認申請の名義変更届の写し等を添付してください。）

8-2. 各種様式

緑化協議取下届出書、緑化協議取りやめ届出書、委任状については、横浜市のWebページからダウンロードできます。

次のURL又はQRコードよりアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koengesui/kyogi/ryokukakyougi.html>



9. 申請資料作成時の注意事項・記載例

9-1. 緑化協議申出書

第1号様式(第3条第1項)
 緑化協議(変更)申出書
 令和〇年〇月〇日

(申出先)
 横浜市長

申出者 住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
 氏名 株式会社〇〇〇
 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 電話 045(XXX)XXXX

緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定に基づき、建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画について協議したいので、次のとおり申し出ます。

建築物の名称	(仮称)横浜事務所 新築計画
建築物の地名地番	〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号
用途地域	準工業地域 法定建ぺい率(60%)
建築物の工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 工場等 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等以外の建築物 <input type="checkbox"/> 公共建築物
建築面積	今回申請部分 (220.05 平方メートル)
	既存部分 (平方メートル)
	合計 (220.05 平方メートル)
敷地面積	756.33 平方メートル
緑化施設の面積と種別	28.49 平方メートル
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面緑化 <input checked="" type="checkbox"/> 樹木 <input checked="" type="checkbox"/> 芝等 <input checked="" type="checkbox"/> 花壇等 <input type="checkbox"/> 水鏡等 <input type="checkbox"/> 園路等
緑化率	13.12%
建築物の工事期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
協議結果通知年月日及び番号並びに変更の理由(変更の場合)	第 号 年 月 日
連絡先	所 属 〇〇株式会社
	担 当 者 横浜 太郎 電話 045 (XXX) XXXX
備 考	<input type="checkbox"/> 一団地認定・連担建築物設計制度 <input type="checkbox"/> 横浜州市街地環境設計制度 <input type="checkbox"/> 臨港地区() <input type="checkbox"/> その他()

建築確認申請の書類に記載する共通項目については、同じ内容を記載。

小数第3位は必ず切り捨て

・該当するものがあれば☑
 ・街づくり協議地区や横浜市開発審査会提案基準第〇号に該当するなど、特筆すべき事項があれば、その他の欄に☑

9-2. 委任状

(注意事項)

- 申出者本人の住所・氏名が記載されているかご確認ください(署名・押印は任意)。
- 建築物の地名地番が申出書のとおり記載されているかご確認ください。
- 受任者が他の設計事務所等に再委任する場合は、再委任の委任状も必要です。

委 任 状

(代理人) 住所
氏名
連絡先

上記の者を代理人と定め、下記の土地に関する権限を委任します。

記

土地の所在 横浜市 区 _____

建築物の地名地番を記載

委任事項

緑の環境をつくり育てる条例第4条、第6条、第9条第1項に基づく緑化協議の
手続きに関すること

- ・(変更)申出の手続き並びにその訂正・追記、通知書の受領
- ・取止届の提出並びにその訂正・追記、受領
- ・取下届の提出並びにその訂正・追記、受領
- ・名義変更届の提出並びにその訂正・追記、受領
- ・完了届の提出並びにその訂正・追記、受領

上記委任のこと相違ありません。

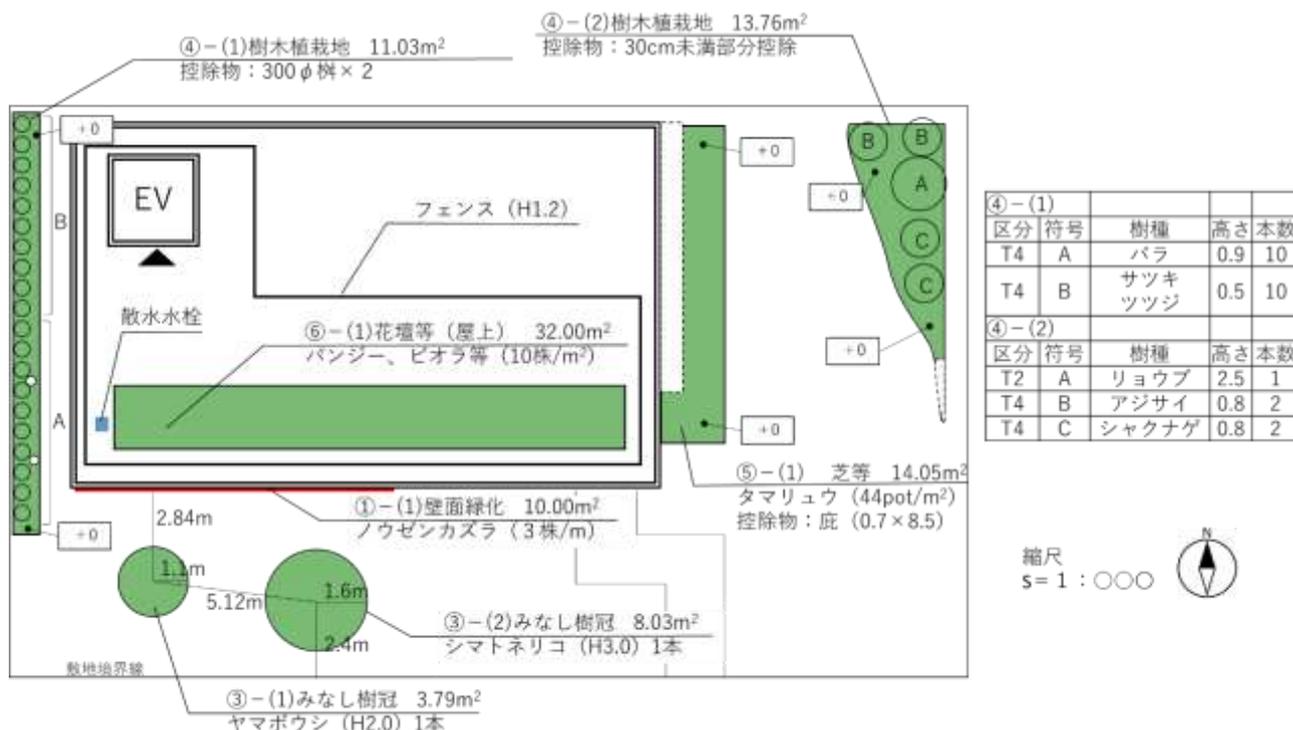
年 月 日

(委任者) 住所
氏名
連絡先

9-3. 配置図

(注意事項)

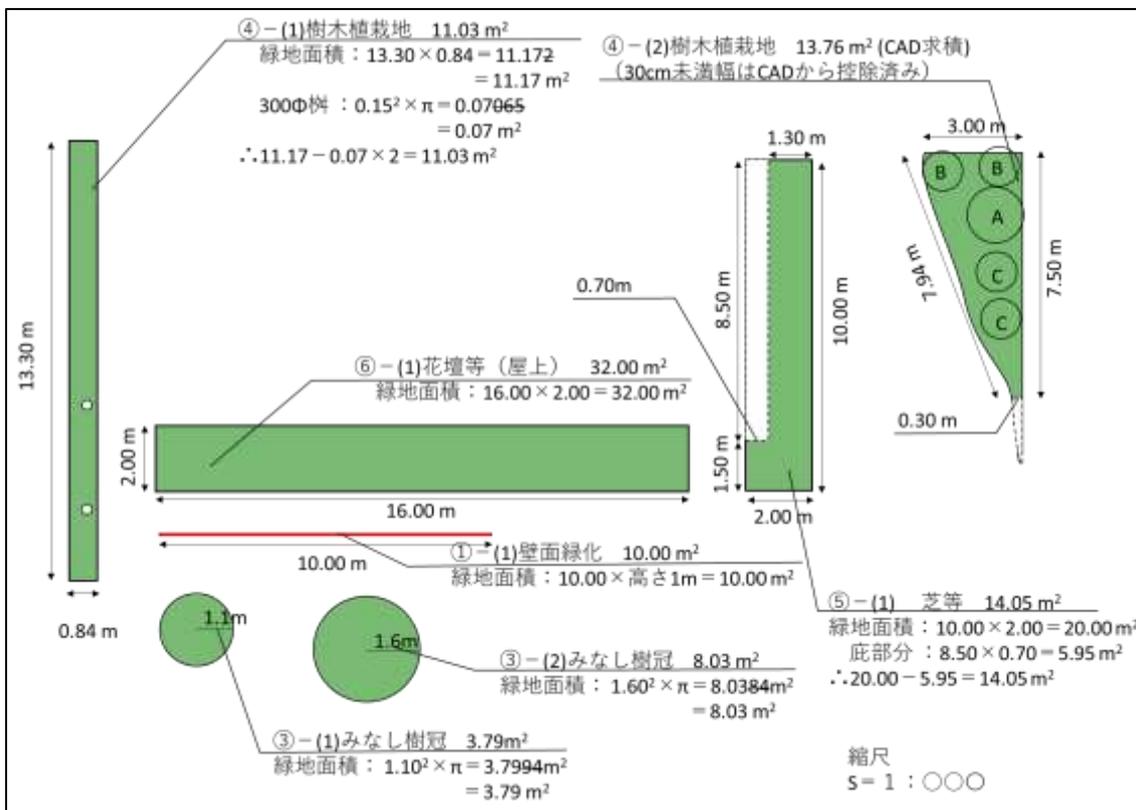
- 縮尺・方位が正しく記載されているかご確認ください(縮尺については三角スケール等で必ずご確認ください)。
- 各緑化施設には引き出し線により、面積算出表と対応する符号・種別・面積、各緑化施設の規格(本数、樹高、植栽密度)を記載してください。
- 庇やバルコニーがある場合には、その位置が分かるように記載してください(緑化施設の上部に位置する場合、当該緑化施設は算出対象外)。
- 緑地内にある工作物や柵、室外機置場などの控除物にはその大きさを必ず明示してください。
- みなし樹冠で算出する場合は、みなし樹冠の水平投影面積の円の中心位置から隣地境界線や建築物等までの離隔距離を図示してください。
- 樹木植栽地で算出する場合は、樹高に応じた樹木の本数(T₁、T₂、T₃、T₄)を整理して記載してください(例:表にまとめる等)。
- 壁面緑化を行う場合には、その位置を朱線で明示してください。
- 緑地内の勾配が分かるよう、緑地内に地盤高を記載してください。
- 法面上に緑地を新設する場合は、断面図も作成してください。
- 敷地が大きいもの、図が細くなる場合は必要に応じて拡大図を添付してください。



9-4. 緑化施設求積図

(注意事項)

- 縮尺が正しく記載されているか三角スケール等で必ずご確認ください。
- 緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式を記載してください。
- 図中の各緑化施設には面積算出表に対応した符号(例：④-①樹木植栽地等)を記載してください。
- 縁石等は含まずに、縁石等で区切られた部分を1つの緑地として面積を算出してください。(小数第3位以下を切り捨て)
- CADにより求積する場合は図面に「CAD求積」と明示の上、各緑化施設の外周や幅員がわかるように寸法を明示してください。
- 三斜法により求積する場合は求積表を明示してください。
- 緑化施設の面積から控除する雨水・汚水枳、看板の基礎等がある場合は緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積等を明示してください。
- 水平投影上で重なっている緑化施設を重複して算出しないように注意してください。
- 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については10センチメートル以上確保してください。
- 敷地が大きいもの、図が細くなる場合は必要に応じて拡大図を添付してください。



9-5. 面積算出表

(注意事項)

□緑化施設の面積は個々の緑化施設毎に記載してください。

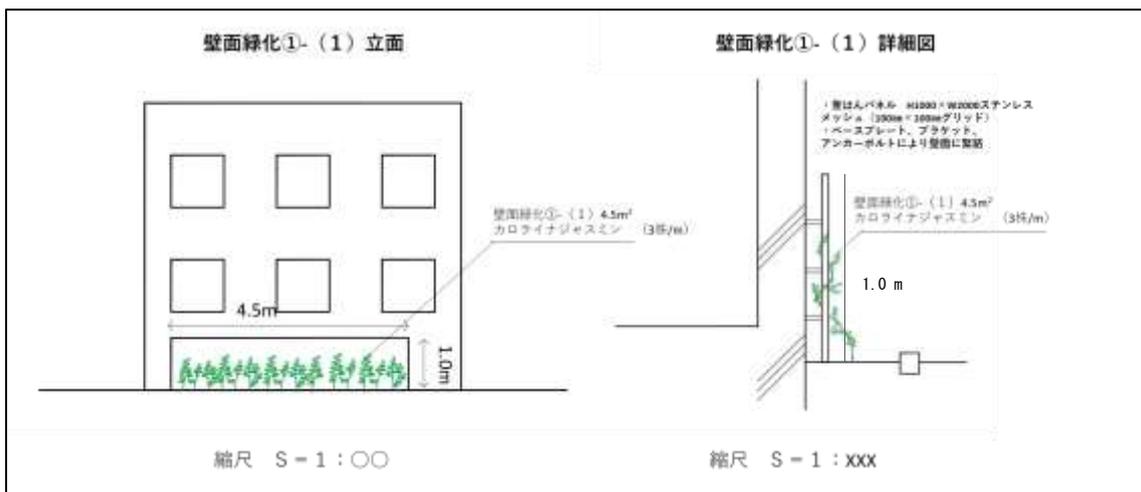
緑化協議用 緑化施設 面積算出表													H27.4.1版				
敷地面積		750.33		m ²		基準緑化率		5.00		%							
①壁面緑化	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計			
	面積(m ²)	10.00												10.00			
②樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
	面積(m ²)																
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計			
	面積(m ²)													0.00			
③みなし樹冠	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
	面積(m ²)	3.79	8.03														
	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計			
	面積(m ²)													11.82			
④樹木植栽地	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
	植栽地の面積(m ²)	16.86	13.76														
	本植数(4m以上(T ₁))			1													
	本植数(2.0m以上4m未満(T ₂))																
	本植数(1m以上2.0m未満(T ₃))	26	4														
	本植数(0.4m以上1m未満(T ₄))																
樹木密度 (BT ₁ +BT ₂ +BT ₃ +BT ₄)	26	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
④樹木植栽地	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)			
	植栽地の面積(m ²)																
	本植数(4m以上(T ₁))																
	本植数(2.0m以上4m未満(T ₂))																
	本植数(1m以上2.0m未満(T ₃))																
	本植数(0.4m以上1m未満(T ₄))																
樹木密度 (BT ₁ +BT ₂ +BT ₃ +BT ₄)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
④樹木植栽地	箇所	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)											
	植栽地の面積(m ²)																
	本植数(4m以上(T ₁))													0			
	本植数(2.0m以上4m未満(T ₂))													1			
	本植数(1m以上2.0m未満(T ₃))													0			
	本植数(0.4m以上1m未満(T ₄))													30			
樹木密度 (BT ₁ +BT ₂ +BT ₃ +BT ₄)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑤芝等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
	面積(m ²)	14.05															
⑤芝等	箇所	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	小計			
	面積(m ²)													14.05			
⑥花壇等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計			
	面積(m ²)	32.00												32.00			
⑦水流等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計			
	面積(m ²)													0.00			
⑧圍路等	箇所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	小計			
	面積(m ²)													0.00			
緑化施設全体	緑化施設	①壁面緑化	②樹冠	③みなし樹冠	④樹木植栽地	⑤芝等	⑥花壇等	⑦水流等	⑧圍路等	合計(①~⑧)							
	面積(m ²)	10.00	0.00	11.82	30.62	14.05	32.00	0.00	0.00	98.49							
緑化施設の面積		98.49		m ²		緑化率		13.12		%		基準緑化率		5.00		%	

・樹木本数は余裕をもった計画にしてください。また、樹木密度の欄の下に「※」と表示がた場合は基準に適合していないため、樹木植栽地の面積を算出できません。樹木密度を満たすよう樹木本数を増やしてください。

9-6. 構造詳細図、立面図、断面図

(注意事項)

- 植栽基盤、誘引資材、かん水設備など構造や緑化施設の配置がわかるように図を作成してください。
- 緑化施設が庇・樋や非常階段等の工作物の下に入ってしまうものは緑化施設として算出できません。断面図又は立面図によって算出上の問題がないことを図示してください。
- 壁面緑化については立面図又は展開図を作成し、CAD 求積又は三斜法によって求積根拠を示してください。
- 外壁の開口部は壁面緑化の面積に算出できませんので、注意してください。
- 誘引施設等は建築物の緑化に見合った耐久性のあるものを選択してください。
- 植物が良好に生育し、維持管理が適切に行えるように計画してください。人工地盤を用いる場合はかん水設備が必要です。



9-7. 緑化完了届出書

第5号様式(第6条第1項)

緑化完了届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

申出者 住 所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
氏 名 株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 045 (xxx) xxxx

緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了しましたので、緑の環境をつくり育てる条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

協議結果通知年月日	令和〇年〇月〇日
及 び 番 号	〇〇〇第 xxxxx 号
建 築 物 の 名 称	(仮称) 横浜事務所 新築計画
建 築 物 の 地 名 地 番	〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号
工 事 完 了 年 月 日	令和〇年〇月〇日
緑 化 施 設 の 工 事 担 当 者	所 属 〇〇造園株式会社
	担当者
緑 化 施 設 の 管 理 担 当 者	所 属 〇〇ファシリティ株式会社
	担当者 〇〇 〇
備 考	支 付
担当者：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇 〇〇 電 話：xxx (xxx) xxxx	

(A4)

共同住宅の場合のマンション管理会社など、緑化施設を
実際に管理される担当者の氏名・連絡先を記載してください。

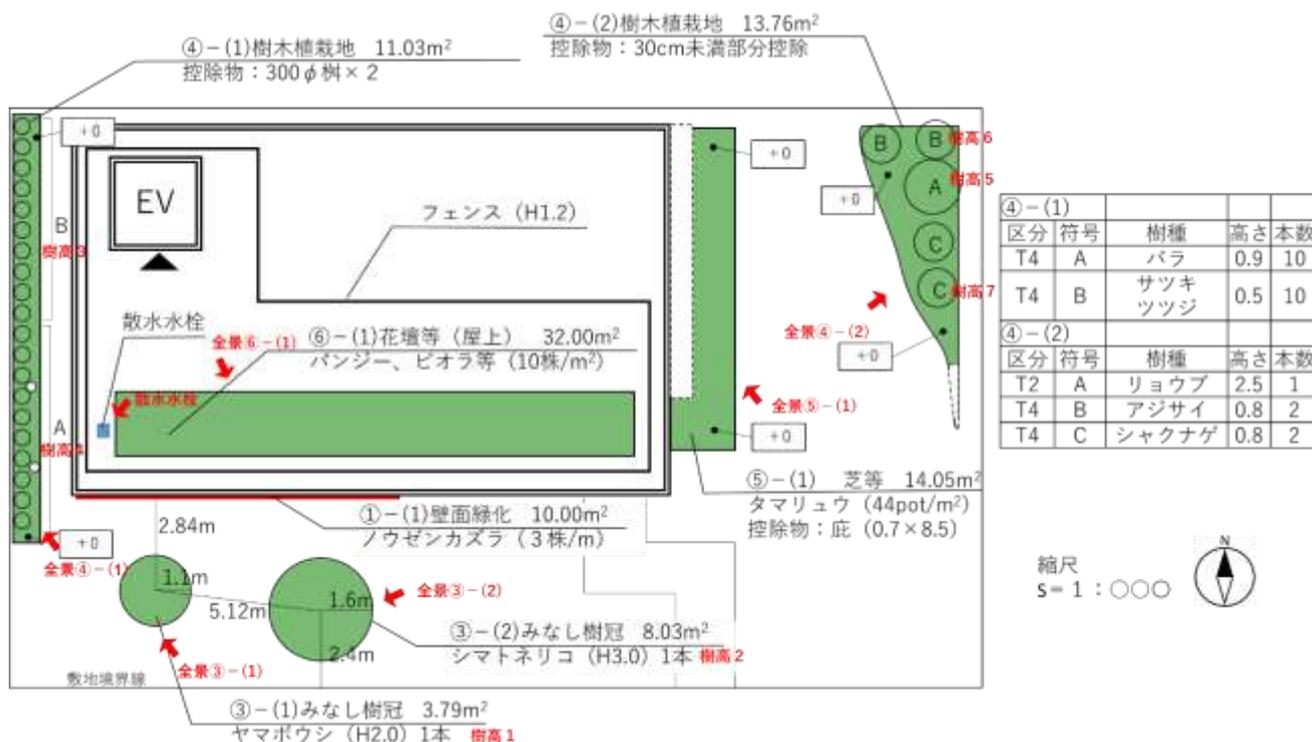
委任を受けて申出者以外の方が手続を行う場合には、受任
者（手続担当者）の氏名・連絡先を記載してください。

9-8. 緑化施設の撮影位置図及び写真

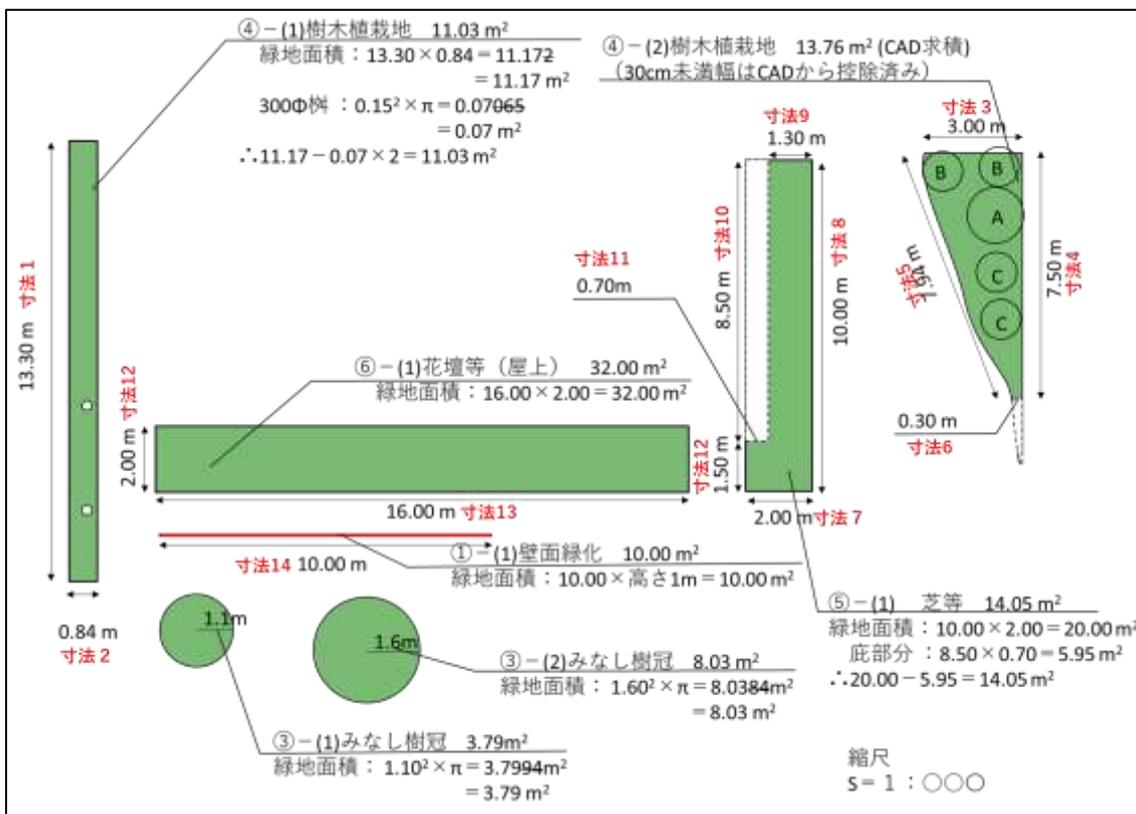
(撮影位置図の注意事項)

- 全ての緑化施設について、全景が写る写真を添付してください。
- 建築敷地面積 2,000 m²未満の場合は写真での検査になるため、各緑地の寸法や樹高・樹木本数が確認できる写真も必要です。寸法、樹高の写真はスケールや箱尺の寸法が見えるような状態のものを添付してください。樹木本数については、樹木の納品書や出荷証明書の写しを添付することで写真の補足とすることが可能です(現場検査を行う場合は不要)。
- 庇下にも植栽帯がある場合、庇の位置・緑化施設として算出している部分の寸法がわかる状況の写真を撮影してください。
- 写真には、撮影位置と対応する符号(例：全景④-(1)、寸法1、樹高1など)を必ずつけてください。
- 屋上緑化、壁面緑化を整備した場合は、関連施設(出入口、手すり柵やかん水設備等)の写真も必要となるため、その写真も添付してください。

緑化施設の撮影位置図(例：全景、樹高)



緑化施設の撮影位置図（例：緑地寸法）



緑化施設の写真の作成例（例：2,000m²未満の敷地面積での完了届）

	<p>④－(1)樹木植栽地 寸法1：全景</p>
<p>写真撮影位置図と 対応する符号を記載</p>	
	<p>④－(1)樹木植栽地 寸法1：13.30m</p>
<p>2,000m²未満の敷地面積での完了届の場合、 写真での検査となるため、各緑地の寸法や樹木高さ が分かる写真を添付してください。</p>	
	<p>④－(1)樹木植栽地 寸法1：13.30m</p>
<p>終点：13.30m</p>	

	<p>④-(1)樹木植栽地 寸法2：全景</p>
	<p>④-(1)樹木植栽地 寸法2：0.84m 始点：0.00m</p>
	<p>④-(1)樹木植栽地 寸法2：0.84m 終点：0.84m</p>

	<p>④－(1)樹木植栽地 樹高3：H=0.9</p>
	<p>④－(1)樹木植栽地 樹高3：H=0.9</p>

10. FAQ (よくある質問)

Q 500m²未満の建築物の場合、緑化協議は不要ですか？

A 不要です。ただし、金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一丁目・二丁目、福浦一丁目・二丁目・三丁目）での建築の場合は500 m²未満でも緑化協議が必要です。

Q 500m²以上の土地を複数の建築敷地に分割し、複数の戸建住宅の建築を計画しています。建築敷地がいずれも500m²未満となる場合、緑化協議は不要でしょうか？

A 確認申請上の敷地面積が500 m²未満の場合は不要です。

Q 協議が終了しないと建築確認の確認済証が下りないのでしょうか？

A 緑化協議は建築基準関係規定ではないため、協議が終了していなくても確認済証は下

りますが、建築確認申請前に協議を行ってください。

緑化協議は「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく義務ですので必ずお申出ください。

Q 基準緑化率が異なる用途地域にわたる敷地での建築や基準緑化率が異なる区分の建築物を含む複合建築物の場合、基準緑化率をどのように考えればよいのでしょうか？

A それぞれの基準緑化率を各々の床面積の割合や敷地面積に占める用途地域の割合により按分して全体の基準緑化率を定めます。詳細は p.6 をご参照ください。

Q 接道緑化は何%整備すればよいですか？

A 率の定めはありませんが、「5-4.緑化施設の整備方法」に示すように、周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。詳細は p.23 をご参照ください。

Q 屋上緑化や壁面緑化について、「緑化施設全体の〇%まで」などの上限の定めはありますか？

A 上限の定めはありませんが、「5-4.緑化施設の整備方法」に示すように、景観の向上や環境の改善のために地上部の樹木を中心とした計画のご検討をお願いします。

Q 芝生みの計画でもよいのでしょうか？

A 「5-4.緑化施設の整備方法」に示すように、緑化施設の整備に際しては、景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体が調和よくなるよう緑化施設の配置をご検討ください。

なお、建築物が工場等の場合は、環境の保全のため敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。詳細は p.23 をご参照ください。

Q 増築を計画していますが、既存の建物もあるため緑化率の基準を満たすことが難しいです。軽減措置はありますか？

A 平成 16 年 9 月 1 日以前に存する建築物がある敷地での増築であれば、増築部分の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた法定建ぺい率から仮想の建築物の敷地を設定することで、敷地全体で基準緑化率に満たない場合であっても協議成立が可能な場合がございます。詳細は p. 7 をご参照ください。

Q 緑化協議成立後に緑地の計画が変更となりました。何か手続きが必要ですか？

A 協議成立後に緑化施設の形状や面積の変更等、緑地の計画に変更がある場合には、改めて緑化協議変更申出書の提出が必要です。申出書の作成に当たっては、成立した協議の「協議結果通知年月日」、「番号」、「変更の理由」を様式の所定の欄に必ずご記載くだ

さい。

Q 緑化協議成立後に工事が中止となりました。何か手続きが必要ですか？

A 協議成立後に建築の取止めがある場合には、緑化協議取りやめ届出書の提出が必要です。様式については横浜市のWebページに掲載しています。

Q 協議が終了した建築物について、完了届の提出前までに建築主の名義が変更となりました。完了届の提出時にはどの名義で提出すればよいのでしょうか？

A 届出日時点の建築主の名義で提出してください。なお、建築主の名義が変わったことが分かる資料（建築確認申請の名義変更届の写し等）を添付してください。

11. 関係規定集

11-1. 緑の環境をつくり育てる条例（抜粋）

（昭和48年6月20日）

条例第47号

（平成22年9月規則第57号により同年10月1日から施行）

緑の環境をつくり育てる条例をここに公布する。

緑の環境をつくり育てる条例

人間は、自然の一部であり、自然から離れては生存することができない。豊かな樹木により形づくられている緑の環境は、市民が健康で快適な生活を営み、子どもたちが活力にあふれ、情操豊かに育つためになくしてはならない存在である。しかるに、都市は、好むと好まざるとにかかわらず、反自然的、人工的環境を現出させるものであり、ことに、近時の急激で無秩序な都市化の波は、この傾向をさらに強め、現存する緑の環境を著しく破壊しつつある。ここに、われわれは、それぞれの立場を生かし、おのおの力を結集して、緑の環境をつくり育てることにより、横浜を健康的でうまいといこいのある住み良い都市とするため、この条例を制定する。

（基本的責務）

- 第1条 何人も、緑の環境をつくり育てるため、みずから最善の努力を尽さなければならない。
- 2 緑の環境を破壊した者は、その責任において、これを回復しなければならない。

（緑化等推進計画に関する協議）

- 第9条 規則で定める建築物を建築しようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存(以下「緑化等」という。)の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。
- 2 前項の計画は、市長が定める緑化等の基準に適合するものでなければならない。
- 3 前2項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 当該建築物の建築又はその用に供する目的で行う開発行為について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)第17条第1項の規定が適用される場合(当該建築物の敷地の全てが都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号)別表第12(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第3号

に掲げる地区整備計画をいう。)において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあっては、同表(イ)欄に掲げる地区)に含まれる場合を除く。)

- (2) 当該建築物の建築の用に供する目的で行う宅地の造成に係る敷地の全てについて、横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号)第2条第1項の規定が適用される場合

(平16条例15・全改、平20条例47・平22条例33・令6条例第48・一部改正)

11-2. 緑の環境をつくり育てる条例施行規則

(平成 16 年 8 月 31 日)

規則第 82 号

(令和 7 年 4 月規則第 57 号により同年 4 月 15 日から施行)

緑の環境をつくり育てる条例施行規則をここに公布する。

緑の環境をつくり育てる条例施行規則

緑の環境をつくり育てる条例施行規則(昭和 48 年 12 月横浜市規則第 151 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、緑の環境をつくり育てる条例(昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑化協議の対象建築物)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める建築物は、その敷地面積が 500 平方メートル以上である建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 1 項及び第 2 項に規定する建築物並びに同条第 6 項及び第 7 項の許可を受けた建築物を除く。以下この条において同じ。)又は金沢地先埋立地再開発用地において建築する建築物とする。

(平 19 規則 117・平 30 規則 58・令 4 規則 45・令 6 規則 11・一部改正)

(緑化協議の申出)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による協議(以下「緑化協議」という。)をしようとする者は、緑化協議(変更)申出書(第 1 号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。次条第 1 項に規定する緑化協議結果通知書の交付後に、当該緑化協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 34 条第 1 項に規定する緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則(昭和 49 年建設省令第 1 号)第 42 条第 1 項の規定による同法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面(以下「緑化地域の緑化率適合証」という。)の交付を申請することをもって、第 1 項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号)別表第 12(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる地区整備計画をいう。)において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場

合にあっては、同表(い)欄に掲げる地区)内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする者は、都市緑地法施行規則第42条第1項の規定による地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面(以下「地区計画条例の緑化率適合証」という。)の交付を申請することをもって、第1項の規定による緑化協議の申出に代えることができる。

(平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則2・平30規則4・令6規則11・一部改正)

(緑化協議の成立)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第9条第2項の規定により市長が定める緑化等の基準(以下「条例第9条第2項の基準」という。)に適合しているときは、緑化協議の成立を認め、緑化協議結果通知書(第2号様式)を当該申出をした者(以下「緑化協議申出者」という。)に交付するものとする。

2 市長が、前条第3項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る緑化地域の緑化率適合証を交付した場合(当該申出の内容が条例第9条第2項の基準に適合する場合に限る。)においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとす。

3 市長が、前条第4項の規定により緑化協議の申出を行った者に対して、当該建築物に係る地区計画条例の緑化率適合証を交付した場合(当該申出の内容が条例第9条第2項の基準に適合する場合に限る。)においては、当該交付をもって緑化協議が成立したものとす。

(平19規則117・平20規則109・平27規則2・一部改正)

(緑化協議の取下げ及び取りやめの届出)

第5条 緑化協議申出者は、第3条第1項の規定による緑化協議の申出を取り下げようとするときは、緑化協議取下届出書(第3号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則(昭和49年12月横浜市規則第163号)第15条第1項の規定による届出(緑化地域の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。)を行った場合又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(平成19年12月横浜市規則第116号。以下「地区計画条例施行規則」という。)第19条第1項の規定による届出(地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。)を行った場合は、この限りでない。

2 緑化協議申出者は、前条の規定により緑化協議が成立した後において、当該緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、あらかじめ、緑化協議取りやめ届出書(第4号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。ただし、横浜市都市緑地法施行細則第15条第2項の規定による届出(緑化地域の緑化率適合証に係る工事

に関するものに限る。)を行った場合又は地区計画施行規則第19条第2項の規定による届出(地区計画条例の緑化率適合証に係る工事に関するものに限る。)を行った場合は、この限りでない。

(平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則2・令6規則11・一部改正)

(緑化完了届出書)

第6条 緑化協議申出者は、成立した緑化協議に基づき敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、緑化完了届出書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緑化地域の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に建築基準法第7条第1項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第20項の規定による通知をした場合若しくは横浜市都市緑地法施行細則第12条の規定による届出を行った場合又は地区計画条例の緑化率適合証の交付を受けた者が、当該証明に係る工事の完了後に同法第7条第1項の規定による検査を申請し、若しくは同法第18条第20項の規定による通知をした場合若しくは地区計画条例施行規則第16条の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

(平19規則117・平20規則109・平22規則59・平27規則2・平27規則65・令6規則11・一部改正)

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成19年12月規則第117号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月規則第109号)

この規則は、平成21年4月3日から施行する。

附 則(平成22年9月規則第59号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成27年1月規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第3条第1項、第3項又は第4項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第9条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月規則第65号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月規則第 4 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月規則第 58 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月規則第 60 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和 4 年 5 月規則第 45 号)

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 44 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日=令和 4 年 5 月 31 日)

附 則(令和 6 年 3 月規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の緑の環境をつくり育てる条例施行規則、横浜市都市緑地法施行細則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申出、届出及び申請について適用し、同日前にされた申出、届出及び申請については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和 7 年 4 月規則第 57 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条第1項)

(平27規則2・追加 令6規則11・一部改正)

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物(建築物を含む。別表第2において同じ。)の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
構造詳細図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法
敷地求積図	敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
緑化施設求積図	緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式
面積算出表	緑化施設的面積及び必要な算式
緑化施設の写真及び撮影位置図(既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。)	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

別表第2(第6条第1項)

(平27規則2・追加 令6規則11・一部改正)

図書の種類	明示しなければならない事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
緑化施設求積図	緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式
面積算出表	緑化施設的面積及び必要な算式
緑化施設の写真及び撮影位置図	緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向

11-3. 緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第9条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の例による。

- (1) 敷地面積 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の申請及び同法第18条第2項の通知に使用する建築物の敷地面積をいう。ただし、建築基準法第86条第1項から第4項又は第86条の2第8項の認定を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の敷地面積とする。
- (2) 緑化施設 条例第9条第1項で定める緑化等（当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存）により整備される施設をいい、植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）とする。
- (3) 緑化率 敷地面積に対する緑化施設の面積の割合をいう。
- (4) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (5) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (6) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいい、一部の突出した枝は含まない。
- (7) 樹高 樹木の樹冠の上端から幹が地面に接している部分までの垂直高をいう。ただし、支柱等の資材を用いなければ自立しない部分は含まない。
- (8) 株立 樹木の幹が根元近くから分岐したものをいう。
- (9) 壁面緑化 建築物の外壁に整備された緑化施設をいう。
- (10) みなし樹冠 第3条第1項第2号イの規定により算出された円をいう。
- (11) 樹木植栽地 第3条第1項第2号ウに規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう。
- (12) 芝等 第3条第1項第3号に規定する緑化施設で、コウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、ハイビャクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う植物により覆われている部分をいう。
- (13) 花壇等 第3条第1項第4号に規定する緑化施設で、草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態にある部分をいう。
- (14) 水流等 第3条第1項第5号に規定する緑化施設で、護岸や底面に石や土などの自然

素材や植物が用いられており、常時表面が水面に覆われている部分をいう。

- (15) 園路等 第3条第1項第6号に規定する緑化施設で、第3条第1項第1号から第5号までに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。
- (16) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。
- (17) 護岸 水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいう。
- (18) 工作物 土地に定着する人工物をいう。
- (19) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫業を営む倉庫、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。
- (20) コンテナターミナル コンテナ海上輸送方式における海上輸送と陸上輸送の接点であり、国際海上コンテナ輸送に係る船舶に係留するための岸壁及び泊地、荷役を行うための機械、貨物の保管等の機能を有する施設により構成される港湾施設をいう。
- (21) 公共建築物 市が設置及び管理する建築物をいう。

第2条の2 条例第9条第1項の「建築しようとする」とは、建築物の新築又は増築において、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出することをいう。ただし、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする場合を除く。

- (1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日
- (2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。）内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日
- (3) 第1号又は第2号に掲げる建築物以外の建築物 平成16年9月1日

（緑化施設の算出基準）

第3条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

(1) 壁面緑化 第2条第9号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分の鉛直投影面積の合計

(2) 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

ア 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

イ 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又はアの樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
1メートル以上2.5メートル未満	1.1メートル
2.5メートル以上4メートル未満	1.6メートル
4メートル以上	2.1メートル

ウ 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面がアの樹冠の水平投影面又はイの円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(ア) 当該覆われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが4メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが0.4メートル以上1メートル未満の樹木の本数

(イ) (ア)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

(3) 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のう

ち芝その他の地被植物で表面が覆われている部分（その水平投影面が前号の規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

- (4) 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分（その水平投影面が第2号又は前号の規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
- (5) 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面が第2号から前号までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積
- (6) 第1号から前号までの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面が第2号から前号までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、第1号から前号までの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

2 緑化施設の面積は、前項の規定によるほか、緑化施設の種別ごとの当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 壁面緑化の面積 しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートル当たり3株以上植栽されている部分又は壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積とする。

イ 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

ウ 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。

(2) 前項第2号アの規定による樹木ごとの樹冠の面積 敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積とする。

(3) みなし樹冠の面積 しゅん工時の樹高により算出したみなし樹冠の面積とする。

ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。

イ タケ類の本数を含めることはできない。

ウ みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作

物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできない。

(4) 樹木植栽地の面積 しゅん工時の樹高に応じた樹木の本数が前項第2号ウに掲げる式を満たす部分により算出したものの面積とする。

ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。

イ タケ類及び樹高0.4メートル未満の樹木の本数を含めることはできない。

(5) 芝等の面積 しゅん工時に地面や工作物の表面が植物により覆われている部分の面積とする。

ア 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とする。

イ 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできない。

(6) 花壇等の面積 しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌その他これに類するもので覆われている部分の面積とする。

ア タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出することができる。

イ 壁面緑化や藤棚等の工作物を緑化した場合は、これらに用いた植物が植栽された部分を花壇等とみなして算出することができる。

ウ 菜園等については、業として野菜等の収穫を目的とするものの面積を含めることはできない。

エ 植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の密度に含めることができない。

(7) 水流等の面積 その水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む。）の2分の1以上が前項第1号から第4号までに規定する緑化施設に接しているものの水面の面積とする。

(8) 園路等の面積 その水平投影面の外周の2分の1以上が前項第1号から第5号までに規定する緑化施設に接しているものの面積とする。

ア 建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできない。

イ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできない。

第4条 緑化施設的面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

(1) 算出する緑化施設の水平投影面積は、当該建築物の敷地内に包含される部分とする。

(2) 緑化施設的面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。

(3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く水平投影が重なる部分の面積を重

複して算出することはできない。

- (4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
 - (5) 緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
 - (6) 当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出する。
 - (7) 第8条の規定により算出される緑化率の限度は、小数第3位以下を切り上げて算出する。
 - (8) 緑化施設の面積に次の施設の面積を含めることはできない。
- ア 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの
- イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの
- ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの
- エ 駐車区画及び車路に使用するもの
- (9) 他の法令等により設置される施設であっても、本基準に適合し他の法令等上支障がない場合は、緑化施設の面積にその面積を含めることができる。

（緑化施設の整備方法）

第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体の調和が良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壤環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。
- (7) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (8) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下とすること。
- (9) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。

- (10) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ(概ね樹高2.5メートル以上のものは150センチメートル以上、樹高2.5メートル未満1メートル以上のものは100センチメートル以上、樹高1メートル未満のものは70センチメートル以上)の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。
- (11) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。
- (12) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。

(緑化率)

第6条 緑化率は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合は、各号の基準によるものとする。

- (1) 金沢地先埋立地再開発用地における建築物の緑化率は、別表2のとおりとする。
- (2) 別表3の地区における建築物については、別に港湾局の定める基準によるものとする。
- (3) 横浜市で定める条例等で緑化の基準の適用を受けた建築物については、可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

(緑化率の適用除外)

第7条 次の各号に該当する建築物については、前条の緑化率によらず、可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく火薬庫及び消防法(昭和23年法律第186号)等に定める危険物の貯蔵・処理施設であるもの
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条に定める鉄道施設であるもの
- (3) 道路事業により整備されるものまたは、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路内に占用するもの
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく都市公園内に建築されるもの
- (5) 第2条第20号で定めるコンテナターミナル内に建築されるもの
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化が著しく困難であると市長が認めたもの

(緑化率の算定)

第8条 次の建築物については、第6条及び第7条に基づき、次のとおり緑化率を算定すること。

- (1) 異なる緑化率の建築物をひとつとする建築物については、各々の床面積の割合で緑化

率を按分した値とする。

- (2) 2以上の用途地域にわたる敷地で建築される建築物については、敷地面積に占める用途地域の割合で緑化率を按分した値とする。

(仮想敷地の設定)

第9条 平成16年9月1日以前に存する建築物で、次の各号に該当する場合は、それぞれの規定により仮想の建築物の敷地を設定し、敷地面積とすることができる。

- (1) 建築物を増築する場合は、当該増築部分の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。
- (2) 2以上の建築物が同一敷地内にあり、かつ各々の建築物の敷地が同一である場合で、一部の建築物を新築する場合は、当該建築物の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。

(建築物緑化認定証の取得)

第10条 条例第9条に基づく協議を行った者は、緑化施設の工事の完了時に横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得するよう努めなければならない。

(適用除外)

第11条 地区計画条例別表第12(あ)欄に掲げる区域にその敷地の全てが含まれる建築物については、第2条から第5条まで、第6条(別表1公共建築物の項に係る部分を除く)、第8条及び第9条の規定は適用しない。

第12条 緑化地域にその敷地の全てが含まれる建築物については、第2条から第5条まで及び第6条(別表1公共建築物の項に係る部分を除く)の規定は適用しない。ただし、敷地面積1,000平方メートル以上の工場等については第2条第19号及び第6条の規定を適用する。

附 則

この緑化等の基準は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この緑化等の基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この緑化等の基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この緑化等の基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この緑化等の基準は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この緑化等の基準は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（施行期日）

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の日前にこの基準による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）第 9 条第 1 項の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。

別表 1（第 6 条）緑化率（工場等・工場等を除く建築物・公共建築物）

敷地面積	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満			1,000 m ² 以上		
	商業系	住居系	左記以外	商業系	住居系	左記以外
工場等	5%以上	10%以上	5%以上	10%以上	15%以上	
工場等を除く建築物	5%以上	10%以上	5%以上	5%以上	10%以上	
公共建築物	10%以上	15%以上	10%以上	10%以上	20%以上	

(1) 商業系とは、近隣商業地域、商業地域をいう。

(2) 住居系とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいう。

別表2（第6条第1号） 緑化率（金沢地先埋立地再開発用地※）

敷地面積	1000 m ² 未満	1000 m ² 以上
全ての建築物	10%以上	13%以上

※金沢区幸浦1・2丁目、福浦1・2・3丁目

別表3（第6条第2号）

臨港地区	商港区 マリーナ港区 修景厚生港区 区分指定なし(無分区)
その他	埋立工事施行中区域 港湾関連用地（別に定めるもの）



提出窓口・問い合わせ先

場所：市庁舎 27F 北側窓口 みどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当

受付日時：平日 9:00～12:00（午後に受付希望の方は事前にご相談ください。）

〔注：臨港地区(工業港区以外)、埋立工事施行中区域、港湾関連用地の緑化協議担当は、
港湾局港湾管財課（電話：045-671-7080）です。まず、電話でお問合せください。〕